平成 25 年 5 月 9 日

各　　位

本社所在地　東京都千代田区九段北４－２－６
会　社　名　**レカムホールディングス株式会社**
代 表 者 名　代表取締役社長　伊　藤　秀　博
（コード番号：3323　大証　ＪＡＳＤＡＱ　Ｓ）
問 合 せ 先　取締役常務執行役員経営管理本部長
川　畑　大　輔
（ＴＥＬ：０３－５３５７－１４１１）
（ＵＲＬ：http://www.recomm.co.jp）

和解による訴訟の解決に関するお知らせ

当社は、当社の連結子会社である株式会社アスモ（以下、「アスモ」という。）が東京地方裁判所において係争中でありました、創路株式会社から提起された損害賠償請求訴訟について、下記のとおり平成 25 年 5 月 9 日に和解が成立しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

アスモは、創路株式会社（旧商号を「中小企業製造機構株式会社」という。）との間で平成 21 年９月 30 日に売買契約書を締結し、情報通信機器の部品等を売却しておりましたが、平成 23 年 12 月に、創路株式会社より、当該売買契約に基づく部品等の購入は同社にとって必要性のないものであり、また、売買代金についても市場価値と乖離していることから公序良俗に反し無効であり、当該売買代金から同社が他の事業者に転売した部品等の売却代金を控除した額を返還するようにとの訴訟の提起（訴訟の目的の価額：302,617,235 円）を受けました。

アスモは、訴訟の原因となった売買契約は、何ら瑕疵のない正当なものであり、創路株式会社の訴えは「公序良俗違反」という理由を含め不当であり、訴訟を提起されたことにより信用を大きく毀損されたことから、損害賠償を求める反訴の提起をするとともに、アスモの立場の正当性について主張・立証してまいりました。しかし、訴訟提起より既に相当期間が経過しており、今後訴訟が継続した場合の経済的・人的コスト等の負担や、創路株式会社において在庫となっている部品等について無償で譲り受けるとの条件等を鑑み、本件を早期に解決することが経営上得策であるとの判断から、和解に応ずることといたしました。

２．和解の相手方

（１）名称	創路株式会社
（２）本店所在地	東京都新宿区新宿一丁目 23 番 11 号
（３）代表者の役職・氏名	代表取締役　井村　和則

３．和解の内容

アスモは、創路株式会社に対し、解決金として１百万円を支払います。また、創路株式会社より在庫部品等を無償で譲り受けます。

４．今後の見通し

平成 25 年９月期第３四半期において、上記解決金１百万円を特別損失として計上する予定であります。なお、本件が業績に与える影響は軽微であります。

以上